



年金を受け取るには どんな手続きが必要？



あと数ヵ月で老齢年金を受給できる年齢になります。自分で何か手続きなどする必要がありますのでしょうか？

老齢年金は、年金を受け取れる年齢がきてても、自動的に支給が始まるものではありませんから、自ら請求手続きをしなければなりません。

年金受給の開始年齢になる3ヵ月前に、日本年金機構から「年金請求書」と請求手続きの案内が送られてきます。これが届いたら手続きの準備を開始しましょう。



年金の請求書はいつごろ提出すればよいのでしょうか？

請求書の提出は支給開始年齢になってからです。老齢年金の支給開始年齢は、性別、生年月日によって異なりますが、支給開始年齢に到達する日は誕生日の前日です。

支給開始年齢になる前に提出することはできませんから、請求書が送られて来たら、記入事項の確認など準備をして誕生日が来るのを待ちましょう。



年金のことはあまり詳しくありませんが、請求書は自分で記入できるものですか？

送られてくる「年金請求書」には、氏名、生年月日、年金加入記録などがあらかじめ印字されています。その他、配偶者を扶養しているかなど現状により記入していきます。

また、戸籍謄本、受け取り金融機関の通帳の写し、雇用保険被保険者証など、たくさんの書類を準備する必要があります。

この請求書の記入と添付書類の準備が少々難しいところです。請求書の提出は郵送でもできますが、案内に書かれている内容がよくわからないとき

は、日本年金機構へ電話で確認するか、直接近くの「年金事務所」などの窓口に行くのもいいでしょう。

なお、戸籍・住民票などは、支給開始年齢に達した日以降で提出日前6ヵ月以内に交付されたものがが必要です。書類の準備のタイミングも確認しておきましょう。



請求したら翌月くらいには年金が振り込まれるのでしょうか？

請求手続きをしてから実際に年金が振り込まれるまで3～4ヵ月かかります。

※基金に加入していた期間がある人は別途手続きが必要です。



労働ひとこと

厚生労働省は1月30日、受動喫煙対策を強化する「健康増進法」の改正について、骨格となる内容を公表しました。2020年東京オリンピックに向けて実施を目指すものです。まず、基本的な考え方として、次の3点が示されています。

- ①「望まない受動喫煙」をなくす、
- ②子どもや患者等に特に配慮する、
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施する。

これにもとづき、法整備の骨格として次の内容が示されました。

- ①医療施設、学校、行政機関は敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置は可）。

「受動喫煙対策」 当初案より後退か

- ②それ以外の施設（事務所、飲食店、ホテルなど）は屋内原則禁煙。喫煙専用室内でのみ喫煙可。
- ③加熱式タバコは当分の間、喫煙専用室または加熱式タバコ専用喫煙室内でのみ喫煙可。

用室または加熱式タバコ専用喫煙室内でのみ喫煙可。

- ④既存の飲食店のうち、中小企業や個人経営で面積が一定規模以下のものについては、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙可（この場合、20歳未満の客と従業員の立入禁止）。

当初、幅広く屋内禁煙を目指していましたが、吸う権利を認めるべきとする自民党の意見もあり小規模店舗での喫煙を可能としたことから、大幅に対策が後退したと評価する声もあります。